

【第3期】第1回北村地域審議会 会議概要

1 会 議 名	【第3期】第1回北村地域審議会
2 開催日時	平成22年 7月26日（月） 午前 10：00～10：45
3 開催場所	岩見沢市役所北村支所 2階コンベンションホール
4 出席委員 (◎会長○副会長)	◎和田 孝壽委員 ○石尾 秀逸委員 西谷内勝治委員 間島 保昭委員 上條 耕一委員 渡邊タカ子委員 山本 智幸委員 寺島 孝義委員
5 欠席委員	高橋 直行委員
6 出席職員	岩見沢市長 企画財政部市長政策担当次長 企画財政部企画室改革担当主幹 北村支所長 北村支所総務課長 北村支所総務課庶務係長 北村支所市民課長 北村支所保健福祉課長 渡辺 孝一 亀山 博之 山本 光良 瀬尾 慶雅 島 一雄 松浦 博 吉田伊津子 是廣 善行
7 会議次第	委嘱状交付 1 開会 2 出席者の報告 3 市長挨拶 4 役員選任 5 諮問 6 諮問内容の概要説明 7 その他 8 閉会

【会議次第6 諮問内容の概要説明より】

「岩見沢市過疎地域自立促進市町村計画（素案）」につきまして、諮問までの概要説明をさせていただきます。

まず、過疎法につきましては、諮問の趣旨にも記載してありますが、旧北村及び旧栗沢町の両町村は、昭和45年、議員立法により10年間の時限立法として、「過疎地域対策緊急措置法」、いわゆる過疎法が制定され、同法に基づく過疎地

域に指定されております。

その後、昭和 55 年には「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年では「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年「過疎地域自立促進特別措置法」と、3 回にわたる過疎立法がなされて、この間、両町村は、いわゆる過疎計画を策定し、過疎問題への対応に努めてきたところでございます。

また、合併後におきましては、平成 12 年の「過疎地域自立促進特別措置法」第 33 条第 2 項の規定により、合併前に過疎地域であった北村及び栗沢町の両区域が過疎地域とみなされたことから、平成 18 年 9 月、旧北村及び旧栗沢町の両町村において策定していた過疎計画を引き継いで、平成 21 年度を期限とする（皆様のお手元に配布させていただいております）「岩見沢市過疎地域自立促進市町村計画（後期計画）」を策定し、国による過疎地域に対する支援を活用しながら、地域振興策を実施してきましたところでございます。

現行の「過疎地域自立促進特別措置法」が平成 22 年 3 月末をもって失効期限を迎えることから、総務省過疎対策室においては、時代に対応した新たな過疎対策のあり方を検討するための調査を実施、また、総務省に設置された有識者等で構成された「過疎問題懇談会」において、今後の過疎対策のあり方について総合的見地からの検討が重ねられ、本年 4 月に、平成 12 年に制定され、平成 21 年度まで 10 年間の時限立法でありました、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限等につきまして、平成 28 年 3 月までの 6 年間延長されることとなりました。

岩見沢市といたしましては、引き続き北村及び栗沢町の両地域が、過疎地域とみなされたことから、既存計画を受け継ぎ、両地域を対象とする「岩見沢市過疎地域自立促進市町村計画」の改訂作業を進めているところであります。

つきましては、この計画の素案の策定にあたり、パブリックコメント（計画の立案過程で住民の意見を募る制度）として、両地域にございます審議会よりご意見について、答申いただくはこびとなり、お願いをいたすところであります。

なお、本過疎計画につきましては、両審議会からの答申等を踏まえて本素案に修正を加え、北海道との協議を行い策定した計画（案）について、市議会に提案し議決をいただいで決定することといたしております。

次に、今回の改正法の概要の説明をさせていただきます。

まず初めに、先程もお話をさせていただきましたが、「過疎地域自立促進特別措置法」の失効期限が平成 22 年 3 月 31 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 6 年間延長となっております。

次に、これまでの過疎地域に加え、改正前の過疎法の考え方に即し、平成 17 年度国勢調査の結果に基づく過疎地域の要件を追加し、平成 22 年 4 月 1 日現在で 58 団体が追加され、全国 776 市町村が過疎関係市町村となっています。

次に過疎地域自立促進のための特別措置の拡大が行われ、過疎対策事業のいわゆるソフト事業への拡充が行われました。

このソフト事業には、地域医療の確保、住民に身近な生活交通の確保、集落の維持及び活性化などの住民の安全・安心な暮らしの確保を図るための事業が認め

られます。

過疎対策事業債の対象施設として、図書館、認定こども園、市町村立の幼稚園、自然エネルギーを利用するための施設を追加、小中学校の校舎等の統合要件を撤廃となりました。

以上が、大まかな概要となっています。

岩見沢市といたしましては、旧北村旧栗沢地区が、過疎地域とみなされていますが、それ以外の地区については、過疎法の適用外の地区となり、両地域に独自の事業を新たに行うことは難しい面もございますが、本計画の策定につきまして、みなさまからのご意見、ご答申を踏まえ、北海道過疎地域自立促進方針、岩見沢市新市建設計画、新市総合計画との整合性を図りながら過疎地域の振興を図っていきたいと考えているところです。